

○あわら市

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
多世帯同居リフォーム支援事業補助金	補助	多世帯同居を目的とした既存住宅の改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大60万円(対象工事費の1/2以内)	
多世帯同居・近居促進事業補助金	補助	多世帯同居・近居を目的とした新築住宅取得に要する費用の一部を補助 【補助金額】 70万円(定額)+ 30万円(定額・市内業者施工加算)	
空き家取得支援補助金	補助	あわら市への定住を目的とした空き家の取得に要する費用の一部を補助 【対象者】 空き家の購入者 【対象住宅】 空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大100万円(取得費用※の1/3以内) ※安心R住宅の取得の場合、最大150万円(取得費用※の1/3以内) ※土地代は除く。	
空き家リフォーム支援補助金	補助	あわら市への定住を目的とした空き家の改修工事に要する費用の一部を補助 【対象者】 空き家の購入者、賃借者、賃貸する空き家の所有者等 【対象住宅】 空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大100万円(対象工事費の1/3以内)	市民協働課 0776-73-8003
結婚新生活支援事業補助金	補助	あわら市での新婚生活に要する費用の一部を補助 【対象者】 婚姻日において夫婦ともに39歳以下で、夫婦の合計所得が500万円未満 【対象経費】 住宅取得費、住宅賃借費、住宅リフォーム費、引越費 【補助金額】 最大60万円(夫婦ともに29歳以下) 最大30万円(上記以外)	
特定空家等除却支援補助金	補助	特定空家等の除却に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ①:特定空家等(木造以外等)の除却工事 100万円 ②:①を除く特定空家等(跡地活用等)の除却工事 70万円 ③:①②を除く特定空家等の除却工事 50万円	
木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【補助金額】 耐震診断 51,000円 補強プラン作成51,000円 【個人負担なし】	
木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大150万円(工事費の100%以内) (部分改修) 最大150万円(工事費の100%以内)	建設課 0776-73-8031
吹付けアスベスト 調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
ブロック塀等の 安全対策事業	補助	地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図るため、避難路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去もしくは撤去及び県産材を利用した塀の建替工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 撤去20万円(上限)、建替60万円(上限)	
住まい環境整備支援事業	補助	1 概要 要介護高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるよう、車いす対応のバリアフリー化等の改修工事に対し助成します 2 対象者 在宅で生活する要介護認定を受けた方(要件があります) 3 助成額 上限80万円 4 自己負担 介護保険の負担割合に応じた自己負担があります(1割から3割) 5 対象となる主な住宅改修 階段昇降機の設置、洗面台・流し台の取替え(これらに付帯して必要な工事)	
介護保険居宅介護 (介護予防)住宅改修	給付	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【利用者負担】対象経費の1割～3割 【内容】 手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取り替えなど。 【上限】20万円を上限として費用の7～9割を支給。	健康長寿課 0776-73-8022

(次頁へ続く)

○あわら市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
住宅改造助成制度	補助	在宅の重度身体障害者が日常生活に著しい障害があり、住宅を大規模に改 造する必要があるとき、費用の一部を助成 【助成限度額】80万円(改造費の10分の8を助成) (下肢機能障害・体幹機能障害・脳原性移動機能障害の方は、60万円限 度)	
地域生活支援事業 (住宅改修助成費)	給付	【対象者】 在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する 者。 【対象範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うも の。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【助成限度額】18万円(原則経費の9割) 【自己負担額】1割、住民税非課税 自己負担なし	福祉課 0776-73-8020
浄化槽設置整備補助	補助	毎年4月1日現在における公共下水道の計画区域を除く区域で、合併処理 浄化槽を設置する場合に補助。ただし、計画区域であっても、下水道の施工 が困難な場所で市長が適当と認める場所については、補助対象区域となる。 【新設の場合の限度額(住宅)】 5人槽 780,000円、6~7人槽 948,000円、8~50人槽 1,320,000円 【撤去の場合の限度額(住宅)】 単独処理浄化槽 120,000円、汲み取り槽 90,000円、転換に伴い必要とな る室内配管工事費 300,000円	上下水道課 0776-73-8036
水洗便所改造奨励金	補助	供用開始から半年以内(くみ取り便所の改造については3年内)に公共下 水道に接続し、完成検査を受けた場合、水洗便所改造奨励金を交付(新築 は対象外)	上下水道課 0776-73-8036

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。